

情報コーナー

年末年始ごみの出し方に注意を!

年末の大掃除や片付けなどで、家庭から多くのごみが排出される時期となりました。例年、市民の皆さんから、「収集後にごみが出されたい」、「分別されていないごみが置かれている」といったご

み出しのルール・マナー違反に関する相談が多く寄せられます。

ごみを出すときは、近所の方の迷惑とならないよう、ごみ出しルールをしっかりと守りましょう。ごみは必ず収集日の朝8時までに集積所に出してください。収集後に出されたごみは、収集できませんので、ご協力をお願いします。

円地域づくり課環境対策班
☎(70)0386

家屋の新築や取り壊し等を行った方はご連絡を

未登記家屋を新築または取り壊しをした方、課税されていない家屋をお持ちの方は、ご連絡ください。

また、市税課では未登記家屋の現況を調査するためのパトロールを実施しておりますので、ご協力をお願いします。

円地域づくり課環境対策班
☎(70)0322

野焼きをしてはけません

適切な焼却設備を用いずにごみを燃やすことは「野焼き」と呼ばれ、法律で禁止されています。ドラム缶を用いて焼却したり、地面に穴を掘って焼却することも野焼きにあたり、懲役・罰金等の処罰の対象となります。

芝焼き、お焚き上げ、軽微な焚き火、農林漁業等の運営上やむを得ない場合など、例外的に野焼きが認められる場合でも、発生する煙、灰、臭い等が他人の迷惑にならない

ようにしなければなりません。良好な生活環境を維持するために、廃棄物は適切に処理し、野焼きは行わないようにしましょう。

草刈機の無料貸し出しを行っています

市では、市内における区・自治会、NPO法人等が行うボランティア清掃に対し、無料で草刈機を貸し出します。燃料費、運搬費その他の費用は借受人の負担となります。詳細は問い合わせください。



料で草刈機を貸し出します。燃料費、運搬費その他の費用は借受人の負担となります。詳細は問い合わせください。

年末年始の環境クリーンセンター業務

◇粗大ごみ戸別収集の電話受付

| 区分 | 年内回収の受付締切日 | 年始開始の受付日 |
|-----|------------|----------|
| 山辺 | 12月22日(火) | 1月4日(月) |
| 瑞穂 | 17日(木) | |
| 白里 | 18日(金) | |
| 増穂北 | 18日(金) | |
| 増穂南 | | |
| 大網 | 21日(月) | |

※受付締切日の翌日以降の場合は、1月4日以降の回収となります
※回収日の申込件数が50件以上になった場合は、1月4日以降の回収となります
※年末は、12月28日(月)まで受け付けします
▶粗大ごみ申込先=東金市外三市町 環境クリーンセンター ☎(50)5301

◇自己搬入(個人搬入は年末12月28日(月)まで、年始は1月6日(水)から)

例年、年末年始は環境クリーンセンターに自己搬入する車両が増大し、クリーンセンター内が渋滞してしまい、市町のごみ収集車に支障をきたす状態です。市町のごみ収集車の円滑な業務を推進するため、自己搬入は12月28日(月)までとなりますのでご協力をお願いします。また、年末は混雑が予想されますので、自己搬入はお早めをお願いいたします。
■東金市外三市町環境クリーンセンター ☎(55)9141

相談コーナー

☎=要予約

●税理士による無料相談 ☎

日時=12月2日(水)・16日(水)10時~15時
会場=東金商工会館(東金市東岩崎1-5)
予約受付日時=平日9時~12時
問合せ=千葉県税理士会東金支部 ☎(50)6322

●地域づくり課市民協働推進班から

人権・行政相談=12月17日(水)10時~12時、13時~15時
中央公民館
消費生活相談=毎週(月)・(火)・(水)・(金)10時~12時、13時~15時
中央公民館(23日・29日・30日除く)
※消費生活相談電話=☎(70)0344
交通事故巡回相談=12月10日(水)10時~12時、13時~15時 ☎
中央公民館
問合せ=地域づくり課市民協働推進班 ☎(70)0342

●農業委員会から

結婚相談=12月4日(金)13時30分~15時30分
中央公民館会議室
問合せ=農業委員会事務局 ☎(70)0393

●社会福祉協議会から

心配ごと相談=第2・4(月)13時~16時(電話相談可)
法律相談=第1~3(水)13時~16時 ☎
税務相談=第2(火)13時~16時 ☎
心の相談=第2(金)9時~15時 ☎
問合せ・会場=社会福祉協議会 ☎(70)1122(相談専用)

●山武健康福祉センター(山武保健所)から

腸内細菌検査=毎週(火)9時~11時 ※22日・29日を除く
エイズ検査=12月7日(月)13時~14時・17時~18時30分、
21日(水)13時~14時 ☎
親子の心の相談=月1回 ☎
精神保健福祉相談=12月2日(水)・9日(水)・16日(水)
14時~15時30分 ☎
DV相談=電話相談 ☎(54)2388・来所相談
祝日を除く毎週(月) ☎
問合せ・会場=山武健康福祉センター(山武保健所)
☎(54)0611

●ナイター無料法律相談(登記・多重債務・成年後見・相続・裁判などについて) ☎

日時=毎月第2(火)18時~21時
会場=東金市中央公民館
問合せ=千葉県司法書士会つくも支部/担当 杉田
☎(53)3200

(固定資産税)の申告

償却資産とは、土地、家屋以外で事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。地方税法の規定により、毎年1月1日現在、市内に所在する償却資産は、1月31日までに所有者の方が申告する必要があります。

償却資産は課税標準額の合計が150万円未満の場合は固定資産税が課税されません

12月は児童扶養手当の支払期です

現況届を提出し認定された方および平成27年8月から11月末までに新たに認定を受けた方は、12月11日(金)に市から4カ月分(平成27年8月分~11月分)が指定口座に振り込まれます。児童扶養手当証書に記載してある金融機関の口座をご確認ください。

円地域づくり課環境対策班
☎(70)0322

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

平成18年6月に「拉致問題その他の北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する

12月のごみ収集日

ごみは当日の朝8時までに決められた場所に。

円地域づくり課環境対策班 ☎(70)0386

| 地区名 | ビン・ガラス | 金属類 | カン | ペットボトル | | | 可燃ごみ | | | 蛍光灯 乾電池 |
|---|--------|--------|------------------|--------|------------|----------|-------------|------------|----------|-------------|
| | | | | 通常 | 年末 | 年始 | 通常 | 年末 | 年始 | |
| 金谷郷(1区・2区・3区・4区・5区・杏掛・旧駅前のうちJR東金線より西側地区)・餅木・大竹・季美の森南・大網(南町のうちJR東金線より西側地区)・北吉田・桂山・九十根・長国・下ヶ傍示・細草・清水・二之袋 | 2日(水) | 16日(水) | 9日(水) 24日(水) | 毎週(金) | 12/25(金)まで | 1/8(金)から | 毎週(月)(水)(金) | 12/30(水)まで | 1/4(月)から | 今月は収集を行いません |
| 大網(笹塚・前島・長峰・竹の下・道塚・北の谷・宮谷・内谷・前島団地・前島区内町内会・新堀・本宿と新田のうちJR東金線より西側地区)・沼向・双葉区・福田のうち県道山田台大網白里線より北側地区)・県道山田台大網白里線より北側の(柿餅・北飯塚・木崎・柳橋)・小西・養安寺・北横川・山口・みどりが丘・上貝塚・清名幸谷・上貝塚柿餅入会地・上谷新田・富田(北)・富田(東) | 3日(木) | 17日(木) | 10日(木) 24日(木) | 毎週(水) | 12/24(木)まで | 1/7(木)から | | | | |
| 永田・ながた野・小中(平沢)・萱野・砂田・神房・北今泉・南今泉(県道山田台大網白里線より北側地区) | 4日(金) | 18日(金) | 11日(金) 25日(金) | 毎週(月) | 12/21(月)まで | 1/4(月)から | 毎週(火)(木)(土) | 12/31(木)まで | 1/5(火)から | |
| 大網(浜宿・新宿・南町また本宿と新田でJR東金線より東側地区)・福田のうち県道山田台大網白里線より南側地区)・金谷郷(JR東金線より東側地区)・仏島・みやこ野・経田・駒込(15区のうちJR外房線より東側地区および大あみハイツ)・南飯塚・南横川・弥幾野・星谷(星谷・大網・駒込・仏島・富田)・県道山田台大網白里線より南側の(柿餅・北飯塚・木崎・柳橋)・富田(南)・わらび台 | 1日(火) | 15日(火) | 8日(火) 22日(火) | 毎週(火) | 12/22(火)まで | 1/5(火)から | 毎週(月)(水)(金) | 12/30(水)まで | 1/4(月)から | |
| 南玉・池田・駒込(7区・15区のうちJR外房線より西側地区)・みずほ台(みずほ東自治会含む)・小中(小中・宮崎)・四天木・四天木甲・四天木乙・南今泉(県道山田台大網白里線より南側地区) | 7日(月) | 21日(月) | 14日(月) 21日(月) | 毎週(水) | 12/16(水)まで | 1/6(水)から | 毎週(火)(木)(土) | 12/31(木)まで | 1/5(火)から | |

法律」が施行され、その中で毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることが定められています。この問題についての関心と認識を深めていきましょう。

円地域づくり課市民協働推進班
☎(70)0342